らにもいはず、大宮院○後嵯峨后姞子にもあり、まづ冷泉までのこうぢ殿といふは、わしのをの大納言たかちかの家ぞかし、このごろ院のおはしませば、拜禮に人々まゐり給ふ、攝政殿、兼經左大臣、かれひら右大臣、たゞいへ内大臣、さねともも大納言にはきむすけ、實雄、あきさだ、道良、中納言にためつね、よしのり、資季、冬忠、實藤、公光、みちなり、定嗣、さいしやうにみちゆき、もろつぐ、あき朝、殿上人はりやう貫首をはじめかずしらず、つねのとし〳〵にこえて、此春はまゐりこえ給へり、人々たちなみ給へるとき、左のおとゞは攝政の御子なれば、引ゑりぞきてたち給へり、右も又そのおなじつらにたゝれたるに、内のおとゞすゝみいで給へり、夫につきて大中納言もおなじつらなり、よしのり、きんみつ、師繼、あきともまた ゑりぞきてたちたれば、いで入して屏風ににたり、この事みにくしと、のちまでさま〳〵院の御まへにおほせられて、攝政殿にたづね申され、さたがましく侍りけるを、貞應元年のためしなどいできて、古のゝみや左大臣○公繼いまの内のおとゞ御おや、右大臣にて ゑりぞきたるつらにたゝれたりけるを、そのときのきろくなど見給はざりけるにやとて、内のおとゞの御ふるまひ、心えずとぞさたありける、○略中又大宮院の拜禮めでたくぞ侍りける、

〔園太暦〕康永三年正月一日壬戌、仙洞拜禮已下可參仕也、○略中參持明院殿、四足門下車、登中門、暫祗候、以教言朝臣申入參上之由、良久可參西面格子遣戸之由有召、仍參彼方、出御此處、○略中有被仰下事等、拜禮申次事、舊冬、隆蔭卿忠季卿等可勤仕之由被仰了、而資明卿可參之旨申之、然者爲上首隆蔭卿勤仕定愁申歟、然者中々兩御方共可爲忠季卿歟、將又納言二人勤仕歟、可爲何樣哉云々者、申入曰、忠季卿女院御方申次歟、理運勿論歟、其外四條家又代々勤仕勿論也、就中勸修寺輩勤仕雖爲常例、日野流不承引、藤中納言雖參候、於申次者、最前被思召定之分、無相違哉、此上事可在時宜之旨申入了、重仰云、日野輩勤仕不打任之條勿論、但正安故俊光卿勤仕了、就彼口無御不審、有例之上者、又難被如何歟、然者上首兩人可宜歟云々、忠季卿兼聊雖有被仰之旨、就上首參被仰之由、可仰之旨